

市街地以外の地域も

フレッツ光

# 「光ブロードバンド」まもなくサービス開始!!

町民の皆さまの快適な生活と地域経済の活性化を目的に整備を進めております光ファイバー網において、まもなく光ブロードバンドサービス「フレッツ光」のサービス提供が始まります。

利用意向確認書を提出いただいた方には、現在ご家庭までの引込み工事を随時行っておりますが、工事進捗の関係から少々遅延しております。

サービス開始前までに引込み工事が完了するように作業を進めておりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、利用意向確認書を提出いただいている方は、引込み工事が優先されます。利用をご検討中の方はお早めの提出をお願いいたします。

## ご注意ください!!

### 【光ファイバー切断による損害賠償について】

敷設されている光ファイバーを「故意」または「過失」により切断してしまうと損害賠償が生じます。

損害賠償額はその利用者数等により金額が大きく変動しますが、NTT東日本・北海道によると数万円から数百万円程度の損害賠償が生じた事例( )があるようです。

農作業等により高さのある機械などを使用する際は、くれぐれも切断しないようご注意願います。

なお、電柱に添架している光ファイバーの地上高は5メートル程度となっております。

(参考) NTT東日本・北海道による過去の損害事例

- ・光ファイバーのみ切断した場合：平均 15万円程度
- ・光ファイバーと電柱を損傷した場合：平均100万円程度

### 【お問い合わせ先】

企画財政課企画財政係 ☎(62) 4471



1月25日、笹谷稔さん(1区)より、「福祉のためにご利用ください」と50万円のご寄付をいただきました。ご厚情に感謝いたしますとともに、厚くお礼申し上げます。

笹谷 稔 さん  
町に50万円のご寄付

「福祉」のために  
活用してください

### 法務局からのお知らせ

町内在住の中山則子氏が、法務大臣より人権擁護委員に1月1日付けで再委嘱されました。

人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に応じています。相談内容についての秘密は守られ、また、相談は無料で難しい手続きなどもなく安心して相談することができます。

相談していただく内容は、離婚などの家庭内の問題や借地借家の問題、隣近所のもめごとなど、どのようなことでもよろしいので遠慮なくご相談ください。



### 【お問い合わせ先】

釧路地方法務局北見支局

☎ 0157 (23) 6166

# 平成22年分の確定申告がはじまります

確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間における全ての所得の金額と、それに対する所得税の額を自分自身で正しく計算し、申告して納税する制度です。

この申告は、事業経営者以外にもサラリーマンや年金受給者の方も対象となる場合があります。自分に申告が必要かどうかよくお確かめになって、必要な方はお早めに準備をしてください。

### ◆ 申告時期

平成23年2月16日(水)～平成23年3月15日(火)

### ◆ 受付会場

網走税務署または役場町民生活課税務係

### ◆ 確定申告が必要な方

- ・ 事業所得・不動産所得・譲渡所得などがある方
- ・ 外交員・集金人・検針員の方
- ・ 私塾などを経営している方
- ・ 給与の年収が2千万円を超える方
- ・ 給与所得や退職所得以外に合計が20万円を超える所得がある方
- ・ 複数の会社などから給与を受けている方

### ◆ 確定申告で税金が還付される場合があります

- ・ 多額(一般的には10万円以上)の医療費を支払った場合
- ・ 住宅ローンを利用して、マイホームを取得(新築、増築)した方の途中で退職し、年末調整を受けなかった方など

### ◆ 申告に必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 源泉徴収票(給与、年金など)
- ・ 生命保険・地震保険・国民年金などの各種証明書、医療費の領収書
- ・ 還付申告の方は金融機関の口座番号
- ・ 税務署から申告書が送付された方はその申告書

### ◆ 今回の申告の主な改正点

寄附金控除の適用下限額が2千円引き下げられました。(改正前5千円)

### ◆ 国税電子申告・納税システム(e-Tax)について

e-Taxは、あらかじめ開始届出書を提出し、登録をしておけば、自宅やオフィスからインターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができる便利なシステムです。なお、ご利用に当たっての手続き等については、ホームページをご確認ください。

e-Tax ホームページアドレス <http://www.e-tax.na.go.jp/>

### ◆ 確定申告相談・納付相談を受け付けます

平日都合により来庁できない方や、役場まで来ることが難しい方のために、左記の日程で確定申告と納付の相談を受け付けますので、是非ご利用ください。

開催日	受付時間	会場
2月27日(日)	午前9時～午後0時 午後1時30分～午後4時	はなやか小清水(研修室)
	午前9時～午後4時30分	止別出張所
		役場町民生活課税務係

### 【お問い合わせ先】

小清水町役場町民生活課税務係

☎(62) 4479